

安平町住宅リフォーム助成制度のご案内

町民の皆さまやこれから安平町に移住される方が、町内の建設業者に依頼して、自ら所有している住宅のリフォームを行う場合、工事費用の一部を助成する制度です。

対象となる住宅

- ①町内にある専用・併用住宅であること（併用住宅は住宅部分のみが対象、アパート等賃貸営業用を除く）。
- ②リフォーム工事着工時において新築後10年を経過していること。
- ③リフォームする住宅が都市計画法や建築基準法を遵守していること。

助成対象者の範囲（申込できる人）

以下の条件を全て満たしている人

- ①安平町に住民登録をしている18歳以上の方。又は、町外から移住される方で、リフォーム終了後、速やかに安平町に住民登録をできる18歳以上の方。
- ②5年以上居住することの確約書を提出できる方。
- ③町税等を滞納していないこと。
- ④リフォームを行う住宅の所有者であり、かつ、現に居住していること。ただし、これから移住される場合は、居住しているか否かは問いません。
- ⑤暴力団又は暴力主義的破壊活動を行う団体に属していない方。

対象となる工事

- ①バリアフリー改修工事：通路等の拡幅、浴室改良、便所改良、段差解消など。
 - ②断熱・省エネ改修工事：安平町で定める基準以上の断熱工事・省エネ改修工事。
- ※①及び②の工事を昭和56年5月31日以前に着工された住宅で行う場合、一般診断で総合評価1.0以上であることが条件となります。

その他の要件

次の要件を全て満たしていること。

- ①助成金の交付決定前に、住宅リフォームに着手していないこと。
- ②町内に事業所、営業所を持つ法人や町内で営業している個人事業者で建設業の許可を受けているものを行う工事。
- ③規則別表に掲げる工事で、助成対象工事費の合計（消費税含む）が、10万円以上の工事。
- ④申請年度の1月末日までに工事完了届を提出できる工事であること。
- ⑤助成金の交付は、同一住宅及び同一人につき1回限りとする。

対象とならない工事及び費用

- ①住宅の新築・購入（中古も含む）、単なる解体工事、外構（庭、塀など）工事、物置や車庫の新築・改築、エアコンや給湯ボイラーなどの機械設備、設計費、工事監理費。
- ②ストーブ、家具、カーテン、じゅうたんなどの購入、交換。
- ③その他の助成金、補助金等交付を受けた工事に要した費用。

助成金額

- ①バリアフリー改修工事の場合は対象工事費の1/2を助成基本額とします。
ただし、助成基本額の下限は5万円、上限は150万円とします。
- ②子育て支援として申請者の同一世帯における、満18歳未満のお子様の人数によって助成金を加算します。お子様が1人の場合10万円、2人の場合20万円、3人の場合は30万円、4人以上の場合50万円を加算します。ただし、助成金の合計が対象工事費の2/3を超えない額までとします。尚、年齢は申請日を基準とします。
- ③断熱・省エネ改修工事の場合は対象工事費の23%を助成基本額とします。
ただし、助成基本額の下限は2万3千円、上限は76万6千円とします。尚、断熱・省エネ改修工事に関しては子育て支援としての加算は対象外とします。
- ④算出した助成金の1,000円未満の端数は切り捨てます。

【計算例】

例1 バリアフリー改修工事費が100万円でお子様1人の場合

工事費	助成基本額	加算額	計	工事費×2/3
1,000,000円×1/2=	500,000円	+100,000円	= 600,000円	< 666,000円(上限)

※よって、600,000円が助成金額となります。

例2 バリアフリー改修工事費が150万円でお子様3人の場合

工事費	助成基本額	加算額	計	工事費×2/3
1,500,000円×1/2=	750,000円	+300,000円	=1,050,000円	> 1,000,000円 (上限)

※よって、1,000,000円が助成金額となります。

例3 バリアフリー改修工事費が500万円でお子様4人の場合

工事費	助成基本額	加算額	計	工事費×2/3
5,000,000円×1/2=2,500,000円			→ 上限により 1,500,000円	
	1,500,000円	+500,000円	= 2,000,000円	< 3,333,000円(上限)

※よって、2,000,000円が助成金額となります。

例4 断熱・省エネ改修工事費が200万円の場でお子様1人の場合

工事費	助成基本額	加算額	計	工事費×2/3
2,000,000円×23%=	460,000円	+ 0円	= 460,000円	< 766,000円(上限)

※よって、460,000円が助成金額となります。